

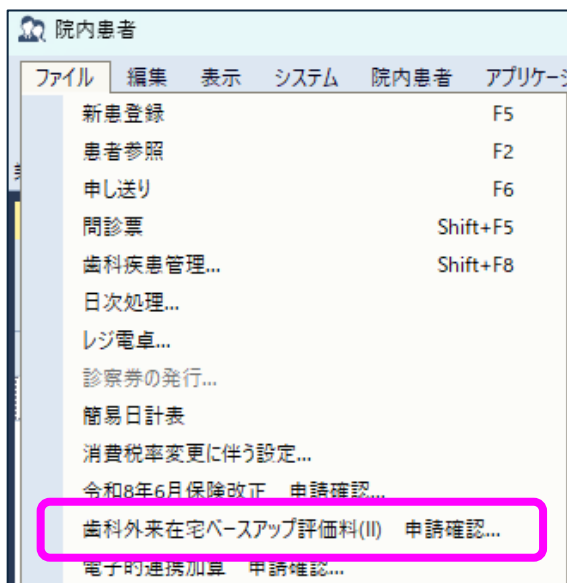
## 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の施設基準の設定

「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定していない場合、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」の設定も合わせて行ってください。

「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」が届出の設定がされていないと、カルテに入力されません。

### 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の設定と入力のしかた

- (1) 院内患者の「ファイル」メニューの「歯科外来在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）申請確認…」をクリックします。



- (2) 「開始日」に届出が受理された日付を登録します。  
プルダウンから、届け出たベースアップ評価料（Ⅱ）を選択します。  
[OK] をクリックして画面を閉じます。

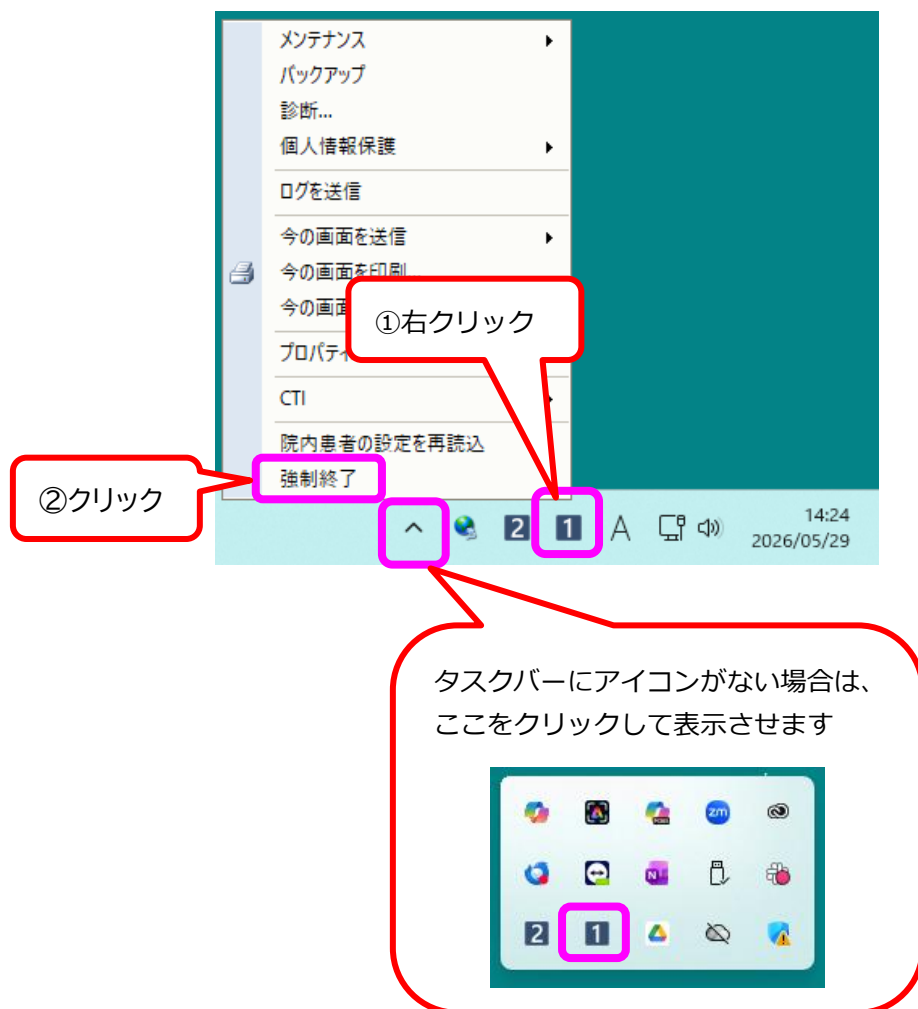
※制度が始まった当初は算定開始の月が決まった状態でしたが、現在は届け出に合わせて登録して差し支えありません。

The dialog box shows a table for registration with the following data:

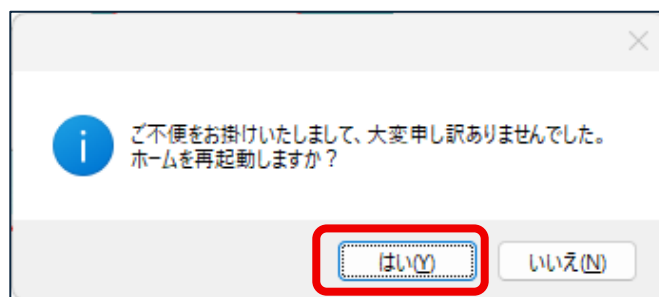
開始日	終了日	歯科外来在宅ベースアップ評価料(II)
令和8年6月1日		歯外ペア(II) 4

At the bottom, there is a note: 「算定開始は、1月、4月、7月、10月の該当月で登録してください。」 and buttons for 'OK(+)' and 'キャンセル'.

- (3) 設定を有効にするため、システムを終了します。  
 右下のタスクバーにある One エージェント ( ① のアイコン) を右クリックし、  
 メニューの一番下の [強制終了] をクリックします。



- (4) メッセージが表示されるので、[はい] をクリックします。



- (5) カルテには、処置を入力する時に自動挿入されます。

R8.6.1	歯科初診	272 × 1
	歯科外来診療医療安全対策加算1 (初診)	12 × 1
	歯科物価対応料 1 (歯科外来物価対応料) (初診時)	3 × 1
	電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2 (初診)	4 × 1
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (1) (初診時)	21 × 1
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (2) 4 (初診又は訪問診療時)	32 × 1
	歯科外来診療感染対策加算 2 (初診)	14 × 1